

身体に重度の障がいがあり、表1に該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。また、表①に該当し、かつ表2に該当する人は、郵便等による不在者投票をする場合に、代理記載人に投票用紙を記載させることができます。これらの郵便等による不在者投票は、事前に証明書の交付や代理記載人の届出などの手続きが必要となります。お早めに選挙管理委員会にご相談ください。

いずれの不在者投票も、郵便等による手続きのため若干の日数を要します。お早めのご相談・手続きをお願いします。

表1 自書による郵便等投票ができる人

障がいなどの区分	障がいの程度	
	身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害		1級または3級
免疫、肝臓の障害		1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載による郵便等投票ができる人 ※表1にも該当していること

障がいなどの区分	障がいの程度	
	身体障害者手帳	上肢、視覚の障害
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障害	特別項症から第2項症